

会議名称	平成15年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成15年10月30日(木) 14時～16時45分	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 高橋委員 夏目委員 野辺委員 花柳委員 柳澤委員 小松委員 佐々木(浩)委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員
	実施機関	村上総務課長、徳高防災課長、玉山地域課長、土佐高齢者施策課長、加藤高齢者在宅サービス課長、手島介護保険課長、増井児童課長、平和生活道路整備課長、杉田中央図書館次長
	事務局	南方行政管理担当部長 高区長室長 [情報システム課] 中村課長 和久井副参事 藤本管理担当係長 村野主査 小林開発担当係長 塩畑開発担当係長 丸山開発担当係長 牛山主任主事 [総務課] 牧島副参事 大井情報公開係長 増田主事
傍聴者	1名	
配付資料	事前	・平成15年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成15年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問 ・平成15年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問関係資料
	当日	・情報公開・個人情報保護制度事務手引(改訂版) ・平成11年度 諮問第2号、諮問第3号、報告第1号 の資料
次第	1 平成15年度第2回会議録について	
	2 諮問・報告事項	
	平成14年度 電子計算組織運営概要(中央・小型)	報告21
	インターネットメールについて	諮問22
	住民投票に関する業務の外部委託について	諮問23
	防災資源情報システムに記録する個人情報項目について	諮問24
	防災市民組織・街頭消火器・生活用水確保に関する業務の登録について	報告22
	公共施設予約システムに関する業務の委託について	諮問25
	いきいきクラブシステムに記録する個人情報項目について	諮問26
	いきいきクラブに関する業務の登録について(修正)	報告23
	長寿祝品贈呈システムに記録する個人情報項目について	諮問27
	長寿祝品贈呈に関する業務の登録について(修正)	報告24
	機能訓練システムに記録する個人情報項目について	諮問28
	機能訓練に関する業務の登録について(修正)	報告25
	痴呆性高齢者家族安らぎ支援に関する業務の登録について(新規登録)	報告26
	痴呆性高齢者家族安らぎ支援に関する業務の外部委託について	諮問29
介護保険事務処理システムに記録する個人情報項目について	諮問30	
児童手当システムに記録する個人情報項目について	諮問31	

	開発指導行政関係情報処理システムに記録する個人情報項目について	諮問 3 2
	杉並区立図書館ホームページに記録する個人情報項目について	諮問 3 3
	図書等の貸出・利用の登録に関する業務の登録について（修正）	報告 2 7
	図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部結合について	諮問 3 4
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について	諮問 3 5
内                      容	平成 1 4 年度 電子計算組織運営概要（中央・小型）	了承
	インターネットメールについて	答申
	住民投票に関する業務の外部委託について	答申
	防災資源情報システムに記録する個人情報項目について	答申
	防災市民組織・街頭消火器・生活用水確保に関する業務の登録について	了承
	公共施設予約システムに関する業務の委託について	答申
	いきいきクラブシステムに記録する個人情報項目について	答申
	いきいきクラブに関する業務の登録について（修正）	了承
	長寿祝品贈呈システムに記録する個人情報項目について	答申
	長寿祝品贈呈に関する業務の登録について（修正）	了承
	機能訓練システムに記録する個人情報項目について	答申
	機能訓練に関する業務の登録について（修正）	了承
	痴呆性高齢者家族安らぎ支援に関する業務の登録について（新規登録）	了承
	痴呆性高齢者家族安らぎ支援に関する業務の外部委託について	答申
	介護保険事務処理システムに記録する個人情報項目について	答申
	児童手当システムに記録する個人情報項目について	答申
	開発指導行政関係情報処理システムに記録する個人情報項目について	答申
	杉並区立図書館ホームページに記録する個人情報項目について	答申
	図書等の貸出・利用の登録に関する業務の登録について（修正）	了承
	図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部結合について	答申
区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について	答申	

開会	
会 長	開会のあいさつ
区長室長	本日欠席の委員の方は、長津委員、門脇委員の2名でございます。
会 長	それでは、議題に入ります。最初に15年度の第2回の会議録ですけれども、内容等についてご意見等ございますでしょうか。
会 長	特にございませんか。それでは、15年度の第2回会議録は確定ということにさせていただきます。
区長室副参事	本日皆様方の席上にピンク色の冊子を配付させていただきました。「情報公開・個人情報保護制度の運用の手引」と書いてあるものですが、これは、区の事務処理の基準として日ごろ使っているもので、条文の逐条解説ですとか、運用に当たっての留意事項等を記載してございます。これまでそういったものはお配りをしてございませんでしたけれども、今後のご検討に役立ていただければと思います。委員の方からもご希望がございましたので本日お配りをさせていただきます。なお、作成以後に改定をしていませんので、平成8年当時の内容になっております。例えば17条の外部結合の条項については、平成11年にすでに改正が終わっておりますが、そこには反映されておりません。1年か2年以内に全面的に改正をしたいと考えておりますのでご了承をお願いします。
会 長	次に諮問事項の審議に入りたいと思います。今日は議題がたくさんありますし、最後の諮問35についていろいろとご意見等を承らなければならないことがありますので、前半部分についてはなるべくスピーディーに進められますよう、ご協力のほどお願いしたいと思います。
報告・諮問事項の審議	
区長室長	報告・諮問事項の朗読
(会長へ諮問書の提出)	
報告第21号・諮問22号	
会 長	それでは、最初に報告21号と諮問22号について事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	報告21号、諮問22号について説明
会 長	ただいまの説明についてご質問等がありますか。
委 員	項目の中に役職というのがありますけれども、おそらく役職とか所属というのは固定的なものではないでしょうし、どの範囲までのことを役職というのか。例えば、個人的にいえば係長とか主査とかそんな入れ方をするのか、あるいは会社全体として役員だとか、そんな程度の大まかな役職の項目を入れるか。その辺の考え方をお聞かせいただきたい。
情報システム課長	ここで新たに記録する個人情報項目というのは、メールのアドレス帳として相手方の役職ですとか所属を想定しておりますので、民間会社でいえば役員ですとか、そういった部類に属すると考えております。
委 員	報告事項の3頁の左のいちばん下に「道路台帳の管理」、右に行って道路関係の業務名がいくつかありますが、これは個人情報なし(×)ということになっていきますけれども、道路関係は個人情報が絡むケースもしばしばありまして、これは全部なしでいいのかという疑問があるのですけれども、実際に個人情報は入っていないのか、あるいは直接入ってなくても、その情報から類推して他の情報と結びつけたときに個人情報として位置づけられるものが本当はないのかどうか。こちら辺をお伺いしたいと思います。
情報システム課長	道路台帳については、ご指摘のとおり、直接個人情報に結びつかないまでも、そこから類推されて個人が特定できるというものもあるかと思えます。また、詳しいことについては後ほど調査いたします。
会 長	他にございますか。
委 員	報告21、諮問22にグループウェアというのがありますが、その内容についてお伺いしたいと思います。
情報システム課長	グループウェアというのは、先ほども少し申し上げたのですが、庁内に張

	り巡らしてありますネットワークのことです。職員に配付したパソコンが大幅に増え、職員間のパソコンの接続ですとか、あるいはパソコンを制御するサーバによる情報の管理等を行っているネットワークとご理解をいただきたいと存じます。
委員	区が情報公開に絡んで情報を提供する場合がありますね。業務上必要であると認めて情報を提供する機関というのはどういう機関なのでしょう。
情報システム課長	さまざまあると思うのですが、例えば東京都への報告ですとか、あるいは他の自治体との情報交換。今回はまだ付議してございませんが、いずれはL G W A Nという別のネットワークを引いてやる形になると思いますが、そういった情報のやり取りですとか、あるいは身近なところだと、インターネットを使うということでは業者とのやり取り。もちろんこれは個人情報を含まない範囲の話ですけれども、見積りの依頼ですとか、そういった情報のやり取り等が考えられます。
委員	その業者というのは、どの程度の範囲に入っている業者なのでしょう。
情報システム課長	どの程度という質問がよく分かりませんが、例えば契約の仕事を進めていくうえでの情報の交換は、必要な範囲と考えます。
会長	他にございますか。ないようですので、諮問22号は決定、報告21号は報告を受けたものといたします。
諮問第23号・諮問第24号・報告第22号・諮問第25号	
会長	次に諮問の23号、24号、それから報告の22号、諮問の25号について一括して事務局のほうで説明をお願いします。
区長室副参事	諮問23号について説明
情報システム課長	諮問24号について説明
区長室副参事	報告22号、諮問25号について説明
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見がございませうか。
委員	諮問の23について聞きたいのですが、外国人は申込制でやっていますが、それに関してはどうするのか。ここに入ってやるのか。それと防災のほうですけれども、街頭消火器の管理者というのは、家の前になる人になっているのか。どういう方を設定されているのか。その辺をお知らせいただきたいのですが。
防災課長	街に約6,000本ある街頭消火器については、防災課で管理しております。今回諮問を申し上げている消火器の中には、各防災会に管理をお願いしている大型の消火器も含めて情報管理をさせていただいておりますので、その部分とお読み取りをいただければと思います。
委員	そうすると、防災会の会長さんとかの場合が多いわけですね。
防災課長	そのとおりです。
区長室副参事	外国人につきましては、細目については、それぞれの住民投票にかかわる条例で決めるわけですけれども、一般的には、外国人についてもこの中に含めてお知らせの送付等をやるという考えでございます。
委員	一応入るわけですね。わかりました。
会長	他にありますか。
委員	諮問25についてです。データの保管という項目なのですが、これは今までは区の中に保管していたということなのでしょう。また、公共施設予約システムに関する情報のストックが増えているということですが、予約システムといいますのは、予約をして、借り終わった後は、その情報というのは消去されるのかと思っておりますけれども、それは消去していないということなのでしょう。消去していないとすれば、いつごろまでとっておくのでしょうか、というのが2つ目の質問です。
地域課長	公共施設予約システムは、いわゆるさざんかネットということで今年の9月から稼働を始めたものですけれども、もともとシステム自体を区役所内部ではなく、システムを構築しましたベンダーのほうに預かっていただいております。基本的にベンダーに預かっていただいたサーバである程度運用できると

	<p>いう計算でしたけれども、そこに保管するよりも別の所に保管するほうがデータの安全管理が十分だろうということで外部へ移送して保管することにいたしました。ちなみに保管期間ですけれども、使用料の収納関係のデータがありますので、それを含めて一応5年と予定しております。</p>
委 員	<p>収納関係であるから5年という決まりがあるということなのでしょうか。</p>
地域課長	<p>使用料の収納にかかわる情報がそのまま入っていますので、5年保管させていただいているということです。</p>
委 員	<p>今のデータを移管する場合に移管先と、それから移管方法ですが、フロッピーでやるのか、それともラインで送るのか。</p>
地域課長	<p>DATといいまして、デジタルテープになります。普通のビデオテープの3分の1程度のテープですが、そのテープに記録します。それを23区内の、名称は差し控えさせていただきますが、24時間有人で管理するシステムを持つトランクルームに移送して、そこで保管するということです。</p>
会 長	<p>他にございますか。</p>
委 員	<p>諮問23の個人情報の項目の中の3番に性別とありますが、近来、男・女という表現をやめて、1・2とかA・Bとか、そういう表現に改めるところが多くなっているのですが、その点についての見解をお聞きしたいのと、5番目の世帯状況ですけれども、これも固定的なものではないし、どの程度の世帯状況を記録するのか。例えば、男何人、女何人という表現なのか、あるいは大人何人、子供何人という表現なのか、ちょっと曖昧な点があるので、その2点についてお伺いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>まず性別の記載の件ですけれども、他区でも選挙のお知らせから性別を削除するという動きがあります。ただ、当区では全庁的な認識としてまだ統一しておりませんので、今後の研究課題であろうと認識しております。次に、世帯状況ですが、これは、住民投票のお知らせを通常の選挙と同様に世帯単位で各世帯へ送付することを想定しておりますので、その意味での世帯状況の把握が必要であるということで諮問しています。</p>
委 員	<p>ということは、有権者資格のある者が対象ということになるわけですか。</p>
総務課長	<p>そのとおりです。</p>
委 員	<p>もう一つ、報告22の防災課長から説明のあった街頭消火器ですが、先ほど委員からも質問がありましたが、今のお答えですと、大型消火器というようにお聞きしたのですが、そうするとこの項目というのは、街頭消火器という名称ではなくて、あるいはカッコして大型消火器という表現になるのか。ちょっと紛らわしいので、その点をもう一度確認したいと思います。</p>
防災課長	<p>管理を具体的にお願している主たるものについては大型消火器ということですが、今、諮問ならびにご報告申し上げている案件としまして、基本的に防災資源の情報ということで、大型消火器のみならず街頭消火器、その他震災時の登録井戸ということで幅広くとらえているということで、その意味ではこの件名も数として見れば街頭消火器の数量のほうが圧倒的に多いということでご了解いただければと思っております。</p>
会 長	<p>他にございますか。</p>
委 員	<p>諮問25のデータストックの年限が5年であるということなのですが、すべてのデータを5年ストックしておくわけですか。</p>
地域課長	<p>基本的に登録した内容について5年保存してございます。</p>
会 長	<p>質問、意見がないようですので、諮問23号、24号、25号は決定、報告22号は報告を受けたということにいたします。</p>
<p>諮問第26号・報告第23号・諮問第27号・報告第24号・諮問第28号・報告第25号・報告第26号・諮問29号</p>	
会 長	<p>次いで諮問の26、27、28、29、それから報告の23、24、25、26を一括して事務局のほうでお願いします。</p>
情報システム課長	<p>諮問26号について説明</p>
区長室副参事	<p>報告23号について説明</p>

情報システム課長	諮問27号について説明
区長室副参事	報告24号について説明
情報システム課長	諮問28号について説明
区長室副参事	報告25号・報告26号・諮問29号について説明
会 長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありますか。
委 員	諮問の29と報告の26にございますが、個人情報の記録の内容の被介護者の欄で、精神障害の状況という項目がどちらにもありますけれども、これはどのような記載がされるのか、具体的に言っていたきたいのですが。
高齢者在宅サービス課長	精神障害の状況ということですが、これは痴呆性の高齢者の方の特に家族の方が見守りを行っている中で先が見えないというか、この状態がいつまで続くかというようなことがありますので、それを少しでも助けていこうというような事業です。そういった中で被介護者の方の状況というものをまず把握しまして、それで実際にこの事業を展開していくと。場合によっては、正しい相談ができるような所を紹介していただくか、そのようなときにこういった項目を活用していきたいと考えております。
委 員	具体的にはどんな記述がされるのでしょうか。
高齢者在宅サービス課長	痴呆の程度といったような内容が中心になるかと思っております。
会 長	他にございますか。
委 員	諮問29の委託先ですが、NPO法人新しいホームをつくる会ということなのですが、簡単に概況を説明していただきたいのですが。
高齢者在宅サービス課長	新しいホームをつくる会ですが、こちらのほうは区内のNPO法人で、昭和59年から活動しているということです。現在、区のほかのグループ・リビング事業ですとか、高齢者の方の宿泊滞在事業などもやっておりますし、食事サービス事業といったような各種の高齢者にかかわる事業を展開しております。会員も300名を超え、歴史もありますし、運営状態もしっかりしていると考えております。
委 員	諮問28の6ページですが、リハビリ教室の判定会議で「否」という方が何名かおられますが、どのような状況のときに否になるのでしょうか。
高齢者在宅サービス課長	判定会議で「否」ということですが、「否」になる場合というのは、申請は受けましたけれども、実際に体の状況をまず判定しまして、それぞれのリハビリ教室等に堪える状況かどうかということ判定します。そのために医師の診断書のようなものも添付していただいておりますので、そういった中で会議を開きまして「否」というような結果にする場合もありますし、あるいは申請が出された教室よりもほかの教室なりほかの事業なりのほうがその方の身体状況に合致しているのではないかとということでも、ほかの方法をその方に紹介する。結果として「否」になるということもあります。
委 員	一般的には、リハビリというのは医師のほうがお勧めする場合が多いものですから、総合的にご判断いただくのは大変結構なことで、分かりました。
会 長	他にございますか。
委 員	諮問の29と報告の26にもかかわることなのですが、要するにNPO法人にこういうことをお願いしたときに、このデータが不用になった場合にはどのような処理というか、それを委託先と、所管課ではどのように扱うのかという点だけ聞いておきたいと思います。
高齢者在宅サービス課長	当然委託契約の中に、個人情報の保護に関する条項を盛り込みますし、またこの業務にかかわっていただく実際の安らぎ支援員の方々に対しても、仮に業務を離れた場合でも、他にそういった情報を漏らしてはならないということを契約条項に盛り込みます。また、こういった方々の研修も随時やる予定ですので、そのような中で常に意識づけをしていくと考えております。
委 員	保管がもういいのかな、という状況が来るときがあると思うのですが、そういうときはどうするのですか。記録した項目すべてが消却というか、そういうようなことになってしまうのですか。

高齢者在宅サービス課長	今回のケースについては、文書による記録を考えておりますので、業務が継続している間は、この方の情報というものをとっておきたいと考えておりますが、本人が死亡されたとか、施設に入所されたとか、いろいろなケースがありまして、この事業を継続する必要性がなくなったときには、文書の保管の規定に基づいて消去することになるかと思っております。
会 長	他にございますか。
委 員	関連質問ですが、例えば介護者から削除してほしいとか、そういうような要請があった場合の処置についてお聞きしたいと思います。
高齢者在宅サービス課長	介護者からということですが、ケース・バイ・ケースということになるかと思っておりますが、我々としては、こういったデータがあることによって、その方により適切な次のステップに向けての相談機関を紹介するなどの対応ができますので、こういった情報を持っておくということが必要だということはお聞きいただきたいと思います。現在、それを消去するというようなことは考えておりません。
委 員	ということは、患者のカルテというような考え方でいいわけですか。
高齢者在宅サービス課長	いわばそういうような形で考えております。
委 員	これはないと思うのだけれども、委託の条件の中の7で立入調査という項目があるのですが、この場合、保健福祉部としての立入調査ということになるのか、別にそういう問題について調査委員会を作って、そういう委員会が主として立入調査を行うのですか。
高齢者在宅サービス課長	痴呆性の高齢者の方の場合、人によって程度の差はありますが、中には問題行動を起こすような方とか妄想状態の方とか、いろいろな方がいますし、また安らぎ支援員ということで、介護をした経験のある方を派遣する予定ではありますが、何分、人と人との関係ですので、なじみの関係になれる方なのかどうかというようなことを何回か試してみせんとじっくりいかない場合も想定されます。そういった中で、当初においては、コーディネーターのような方と実際に想定している安らぎ支援員とが同道いたしましてそのお宅に行って、実際になじみの関係を作るようなことで家庭の中に入るといったことは必要かと考えております。
委 員	15頁ですけれども、訓練システムのところで、26、27、28のいろいろなテストなり、28は多角的尺度という書き方をしておりますけれども、これは、例えば数字で1・2・3・4・5とか、そういうことだけなのか、この項目によってさらにまたいろいろな項目が書き込まれるのか、そのところを教えてください。
高齢者在宅サービス課長	各種のテストですが、主に高齢者の方ですとか、病後の方などを対象にしているようなこともありますので、こういった移動能力のテストというのが、実際に前方に歩くなり、後ろのほうに行くなり、横に行くなり、いろいろなことがスムーズにできるのかどうかとか、あるいはかな拾いテストというようなものもありますが、こういったものも主に痴呆の徴候があるかどうかというようなことを判定するというようなテストです。こういったようなものをいろいろと組み合わせながら、基本的には、リハビリ教室だとか、ここに記載のあるような教室については、皆さん同じメニューで同じことをやっていただくということを想定しておりますが、人によっては、痴呆なら痴呆というような徴候がもしあるとすれば、ある程度その方に合ったようなメニューを考えまして適用していきたいと考えております。
委 員	そういうことは当然分かるのですけれども、今お聞きしたのは、個人情報の記録項目ですので、例えば28番の多角的尺度ということで、その中にまたいろいろあるとすれば、個人情報の1つの項目なので、できるだけ具体的にあげる必要があるのではないかと。それは26も27も同じ意味があるわけですけれども、その辺で、例えばこういういくつかのいろいろなことをやって、総合判断として4だとか5だとかということだけであればということ

	でもいいのですけれども、できるだけ具体的にする必要がないのかな、ということでお聞きをしたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。
高齢者在宅サービス課長	ある程度の評価基準を設けまして、実際にその方に動いていただいて、それを記録していくということになります。おっしゃるような形で5・4・3・2・1とか、そういったような記録もやっていきます。
会 長	ご質問がないようですので諮問26号から29号は決定、報告の23から26は報告を受けたということにいたします。
諮問第30号・諮問第31号・諮問第32号・諮問第33号・報告第27号・諮問第34号	
会 長	次に諮問の30号、31号、32号、33号、34号、それから報告の27号について一括して事務局のほうから説明をお願いします。
情報システム課長	諮問30号、諮問31号、諮問32号、諮問33号について説明
区長室副参事	報告27号、諮問34号について説明
会 長	ただいまの説明についてご質問、ご意見がございますか。
委 員	諮問の33につきまして、個人情報の項目の中で5のレファレンスの内容とありますが、これを具体的に説明していただきたいのです。
中央図書館次長	レファレンスというのは、図書館において図書の資料と相談者と結びつけるという業務です。中身についてはいろいろなレファレンスがありまして、簡単に答えられるレファレンスもあれば、かなり難しいレファレンスもありまして、その辺の簡単にできるレファレンスと本当の意味のレファレンスというのを今後分けていきまして、電子メールで回答するようなレファレンスについては、結構難しいレファレンスになるのではないかなというような予想はしておりますけれども、内容についてはいろいろな中身があります。
委 員	これは、こういうものを調べたいけれども、どうやって探したらいいでしょうか、資料はありますかとか、そんなふうなことなのですね。
中央図書館次長	そのような内容のものもあります。
委 員	そうすると、その資料が見つかった時点で、あるいは資料を貸し出して、返却された時点でこれはデータとしてストックする必要はないと思うのですけれども。
中央図書館次長	個人情報の中身としては、委員ご指摘のように消す方向で考えているのですけれども、今後、レファレンスの中身をデータベース化したいと考えておりまして、個人情報を除いたものについては蓄積していきたい。また、個人情報については、相談終了後削除するという方向で考えています。
委 員	それは当然そうなっていくと考えていいわけですか。
中央図書館次長	その予定でいます。
会 長	他にございますか。
委 員	諮問33なのですが、資料の12頁を見ますと、延滞図書の督促も業務として行うということになってはいますが、33の個人情報の項目の中に延滞に関連する項目がないのです。図書の貸出情報とか延滞情報とか、本来そういう項目があったほうが効率的に進むのかな、と思うのですが、その辺が入らなかったのはなぜなのですか。この辺は、別の文書か何かと照合しながらやるということなのですか。
中央図書館次長	これはすでに業務登録しておりますので、今回はあえて表記しなかったということです。
会 長	他にないようですので、諮問30から34号までは決定、報告27号は報告を受けたということにいたします。 非常にスピーディーに進んで時間がだいぶあるのですけれども、あとは諮問35号で、性質がやや違うかと思しますので、ここで休憩しまして、その後で諮問35号に入りたいと思います。
(休憩)	
諮問第35号	
会 長	再開いたします。最後の諮問35号「杉並区個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項」について事務局が



	ら説明をお願いいたします。
区長室副参事	<p>諮問の説明の前に訂正をさせていただきます。</p> <p>本日お配りした会議次第の中の報告の番号が1つずつずれておりましたので訂正させていただきます。大変失礼しました。</p>
区長室副参事	諮問35について説明
会 長	どうもありがとうございました。ご質問、ご意見等はございますか。
委 員	4頁の(3)に収集という項目に、職員がその職権を濫用して情報を収集したときという項目がありますが、罰則規定から見ますとかなり厳しい罰則規定です。収集しているということを調査するときはどのようにチェックするのか。膨大な作業でしょうから、誰が収集しているだろうかと見当をつけないと、収集しているかどうか調査できないのではないかと思います。
区長室副参事	具体的な犯罪が疑われる事実の発覚というのはいろいろなケースがあるかと思えますので、一概にこういう場合は申し上げることができないかと思えます。制度的には、原則、それぞれの所管課の課長が条例に基づいて、管理責任者という立場で所管課の個人情報の適正な管理について管理・指導する立場にあります。そういう中で、そういう事実が発覚することもあり得るということは考えられると思えます。
委 員	収集が発覚するというのは、かなり組織的に大量に、そして何か問題が起きたときでないと発覚とは言えないのではないかと思います。収集しているらしいぞ、というような時点で調査することは考えていないのですか。
区長室副参事	当然そういう疑いがある場合には事実を調査しませんと次のステップに行けないわけですから、日常業務の中で適正な管理をする中で、どこかおかしい、何かしているのではないかというようなことを、常にアンテナを張ってキャッチするということができないかと思えます。できるだけ早く発見して調査するということがだろうと思えます。
委 員	そうしますと矛盾があるのです。いま内部告発者制度が必要だと言われておられて、ざっくりばらんな記憶なのですが、中野区でもそのような通報制度が出来て、情報を調べた職員の氏名なども告知しなければいけない、という方式になっていたかと思うのです。内部告発をしようと思った職員が情報を収集しているのを別の職員が察知して、その行為を差し止めたりすることになりかねないと思うのです。かなり罰則も厳しいですから、4頁の収集に関する規定では、逆に内部告発者制度を抑圧するような規定になってはいないかと私は思うのですが。
区長室副参事	<p>刑法の公務員職権濫用罪というものが、そこで公務員の職権濫用という構成要件があり、それと同意義と私どもは解しております。</p> <p>私どもが調べたところ、最高裁の昭和57年の判例があります。職権の濫用というのは、公務員が一般的職務権限に属する事項について、職務の権限行使にかこつけて実質的、具体的に違法、不当な行為をすることを言い、その一般的職務権限は必ずしも法律上の強制力を伴うものであることを要せず云々ということです。つまり、義務がないにもかかわらず人に義務を課したり、あるいは権利行使を妨げたりというような場合が職権を濫用しているということの定義になっておりますから、その意味では、構成要件としては非常に限定されたものになります。</p> <p>委員が言われたような事例の場合、それが職権を濫用した行為に当たるかどうかということになるのです。例えば誰かがこういう疑わしい行為をしているらしい、では調べてみよう、というような行為自体が職権の濫用に当たるかどうかということが非常に微妙なところで、むしろ、それが職権濫用には当たらないと私は思います。最終的には司法の判断に委ねざるを得ないのですが、第一義的にはそうかと思います。</p>
区長室長	内部告発制度との関連です。内部告発制度はいま中野区と千代田区にございます。中野区は要綱で、千代田区は条例でやっています。千代田区では第三者、外部の相談員、観察員に通報するというので、通報

	した場合に本人が不利益を受けないということを前提として制度をつくっておりますので、いま委員が言われたようなおそれとは全く違うと考えております。
委員	私が知るところでは告発者本人、内部告発をした本人の氏名を明らかにしなければ告発をした意味がない、証拠性が低いという言われ方をしている場合もありますので、この規定では告発することを抑制することになりかねない。
会長	そこはよくわからないのです。筋が違うのではないかと思います。これは職員が職権濫用した場合の罰則規定です。それと告発の問題は違う問題だと思うのですが。
委員	内部告発をしようと思っている人が仮にいたとして、その人が庁内のLANを使っている情報収集しているという場合に、これに触れないのでしょうか。微妙なところではないかという気がするのです。
会長	それは違うと思うのです、職権を濫用するわけですから、自分の職務範囲のことでしょうから。
委員	自分の担当する職務以外のことでも。
会長	内部告発のために中でスパイみたいなことをやるというのは全然関係ないこと、別の問題でしょう。
委員	ここで保護されるというのは住民の個人情報で、職員の個人情報という考えはこれにはないでしょう。責任、義務はあるのでしょうけれど。
区長室副参事	条例では職員の個人情報も含めて「個人情報」という定義をしておりますが、公の業務に関連した情報（所属、職、氏名）は公開、つまり公表する情報として非公開からは外されています。職員の場合には、あくまでもプライベートな部分だけが非公開として、個人情報保護条例で保護される対象情報になります。
委員	前に確認した話では、庁舎内のパソコンから職員はデータを抜き取れない、基本的にはそういう形になっているのではありませんか。個人的にうちへ持って帰るといったことについては今の段階ではできないというシステムになっているということなので、そちらのほうを確認すればいいのです。
委員	閲覧は可能ですね。
委員	閲覧は、これからリンクされてきて、職員のグループウェア、そういう面では可能でしょうけど。
行政管理担当部長	人事の職員は人事情報を見られるのですが、ほかのセクションの職員は職員の人事情報は見られません。それから、住基の画面を、住民記録の担当者は見られますが、私たちは見られないのです。税務関係も、税務関係の人は見られますが、我々は区民の税について見られないのです。ですから、それを越えて我々が見た場合には、当然職権濫用という形になります。ですから、先ほどの公益通報の関係とこちらの個人情報保護の罰則の問題と、ちょっと違うのです。
委員	ぶつかるということがありそうな気がするのですけれど。
委員	これを素直に読んでいきますと、仮に職務権限があっても、本来使うべきでない第三者機関に提供してしまうというようなことをやったら罰則にする、それは正当な権限のある職員でも駄目ですよ。それから、自分の仕事上集める権限のない人がさも権利があるように、あるいは権限のない人が黙ってそういうことをやっても、両方引かかってくるのではないですか。 いま内部告発と言うけれど、これはまた別問題です。要するに、そういうことをしている、そういうものを発見したというときに、これを告発することです。では告発した人が処罰されるのか、されないのかについては規定があるのですか。
区長室長	内部告発制度については、問題意識としては非常に具体的には考えておりますが、当区は現段階で制度としては確立しておりません。 皆さんがわかりやすい例で言いますと、鹿沼市でいろいろ、環境問題を中

	<p>心として職員が行方不明になって死亡したような事件がありました。そのときに職員の人हतぶん、こういった公益通報の制度があれば、かなり組織的にいろいろありそうな中でできたと思うのです。そういったことが言えないような仕組みの中では、なかなか難しかったのかな、だから、ああいった悲劇が起きたのかなという感じもいたしますが、そういった意味での内部告発制度と、個人情報ファイルや個人情報を職権を濫用して、あるいは不正に使うって罰則する問題とは全然異質な制度だと私どもは理解しています。それが何かどこかで交差するようなことは基本的にはあり得ない、かように考えております。</p>
委員	<p>これは条文ではいいのですが、こういう悪いことをする人がいたときには内部告発ができる、ということを入念に入れておく。ただし、内部告発した人を「あいつを陥れよう」とかいうときには、逆に内部告発した人は処罰されるというような、犯罪を犯していないのに犯したということで捜査当局にあればと誣告罪になってしまいますよ、というような条文も、個人情報を守る上において、両方置いておくほうがいいのではないかと思います。</p>
区長室長	<p>これとは別な公益通報制度をつくる場合には、いま委員がおっしゃった誹謗中傷、あるいは、ある特定の人物をおとしめる、というようなところでそういった制度を使ってはならないということは明記しますし、当区も近々そういった制度をつくりたいと考えておりますので、その中ではそういうふうにしていくということです。</p>
委員	<p>罰則規定の中で、罰金と懲役と出ております。罰金については5万円以下の過料となっています、いくらまでが過料かわかりませんが、これについては自治体で決められる問題だと思うのですが、懲役刑というのは服役刑になるわけですから、当然警察権が介入してくることが考えられるわけです。その辺の関連の中で、2年とか1年という数字が出てきたのがはっきりしないので、根拠を聞かせていただきたいのですが。</p>
区長室副参事	<p>条例は当然憲法に基づいて、いわゆる地方自治の本旨に基づいて、自治体の自主立法権として制定する権限によって議会の議決で制定する地方公共団体の法律です。地方自治法で、条例に罰則を設けることができるという規定があります。その上限が2年以下の行政刑罰、つまり懲役とか禁錮など刑法に刑の定めのあるものについては2年以下の懲役、もしくは禁錮、それから100万円以下の罰金、拘留、過料、没収となります。</p> <p>過料というのは刑事罰ではなく、法学上は行政上の秩序罰と申しますけれども、軽微な行政上の義務違反に対して長が科すものです。そして懲役や罰金のような行政刑罰というのは、警察や検察の司法機関、つまり刑事訴訟法が適用される領域です。例えば区の条例にこういう事項を設けた場合には、その条例を適用するのは区ではなく、警察や検察がその条例を適用するという関係になっております。</p> <p>そういうことから、条例に行政刑罰を設ける場合、事前に地検と協議する。東京の場合には東京地検なのですが、そこと協議をするということが慣例として行われております。実は、これについても前々から東京地検とは協議をしているところでありまして、そこからいろいろ参考意見という形で伺っておりますが、実際に条文を適用するのは警察であり、検察でありますから、事前にそういう情報は知っておかなければいけないということもありまして事前に協議しているということがございます。</p>
委員	<p>区議会で検討する場合に、議員の皆さんがあらかじめ、そういった刑法上の問題点を把握しておかないと議事進行できないのではないかとという危惧も考えられるのですが、その辺はいかがですか。</p>
区長室副参事	<p>十分に説明をしてご審議をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>4頁の3番目なのです。先ほどの話で職権の濫用となっていて、こういう言葉づかいはよく分かるのですが、すごく曖昧な概念ではないか。私も昔都に勤めていたから、職務的には職権の濫用は駄目だという問題はよくわかる</p>

	<p>のですが、やはり職権の濫用というのは入らないと駄目なのでしょうか。ここがちょっと。</p>
区長室副参事	<p>国の場合には「当罰性の高い」という言葉を使っていますが、違法性の高い行為でない限り、罰を加えるということは非常に大きなことです。影響も大きいわけですから。極めて限定した構成要件の中で、違法性の高い行為に限定すべきだと思います。</p> <p>「職権を濫用して」という言葉がありませんと、職務の遂行というものを解釈上入る場合もありますので、その職務を適正に執行する、あるいは若干行きすぎということもあるかもしれませんが、そういうところまで罰することが果たして妥当かどうかということになると、職権の濫用というのは法令用語で、通常こういう場合には設けられますが、限定は必要だろうとは考えております。</p>
委員	<p>厳密に規定してないと、懲罰は与えにくいということですね。</p>
区長室副参事	<p>そうです。</p>
委員	<p>杉並区独自の公益通報制度なりの詰めがまだできていない時点で、こういう項目が出てくるのは、もう少し検討が必要なのではないかと思っておりますので、諮問は了承できません。</p>
委員	<p>資料4の9頁です。死者の個人情報の取扱いが将来課題になるというお話です。これは他の検討項目にありますので、今、直接関係ないかもしれませんが、説明があったことと個人情報ファイルとの関係もありますので意見を申し上げます。</p> <p>町田市の市民の方について、お子さんが学校でいじめにあった、それについての個人情報の公開請求があったときに市のほうは、死者だからということで公開しなかったのですが、結局判例では、家族が非常に関心を持っている場合には、その家族の本来的な情報と見ることができるというような形で、最終的にはそのお子さんの個人情報を親御さんが見ることになったわけです。これを見ると、杉並区においても、生きていた人だけというふうに縛ってしまうのは、国は別として、地方自治体の生きた行政をするためには、やや偏りすぎているという感じがします。これについては、はっきりした意見は持ってありませんが、検討のときには、そのような判例等がありますので検討の1つに加えていただきたいというのが1点です。</p> <p>次に、この資料の40頁に、個人情報ファイルの改正案と書いてあるのですが、説明から見ると1つの考え方だということなので、気楽に見たままの意見を申します。右の改正案の中に「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」。その下の行にいきますと、「電算処理ファイル」、それから説明のあった「マニュアル処理のファイル」とあります。いちばん下の所に後者の例として、「出勤簿、診療記録、学籍簿、指導要録等」と書いてあります。41頁には国の例として、「恩給等受給者データベース」、43頁には「運転者管理ファイル」というような例があります。同じく40頁の下から2つ目のカラムに、区のお考えとして「実施機関は、ファイルの名称、利用目的、記録項目等の事項を個人情報ファイル簿に登録し、縦覧に供する」と書いてあります。これは法律の、総務大臣に事前に通知をするという通知制に基づいて考えられた1つの案だと思うのです。</p> <p>ご存じの方が多いと思いますが、情報ファイルはたくさんあるのです。例えばこの事例にあるような基本台帳的なものもあれば、補助的なものもあります。パソコンで処理する場合に、パソコンの性能には限界がありますので、台帳をずっと検索して対象者を出すというよりも、一時的に中間ファイル的なものを用意して、経常的なものをそこから見る、そういう補助的に作成されたものもあります。</p> <p>それから永続的なものもあれば、一時的に使われるものもある。例えば何かの催し物をしたときの申請者、受付者、あるいは生涯学習のときに電話で申し込んだ方の記録のようなものもあるわけです。</p>

	<p>これらのあり方は事務のあり方、あるいは役所の組織と非常に関係がありまして、持ち方によっては重複や不能率、それから内容の誤りが起きやすい状況も出てまいります。</p> <p>いま行政改革が非常に求められているときに実際の改革のキーになるのは、このファイルの持ち方なのです。例えば組織が分かればファイルが分かってくる、これはセクショナリズムの元になるわけです。そういうものを統合して、壁を無くして、総合的に市民の立場から、あるいは区民の立場からサービスができるようにしましょうという方向で現在、ファイルの持ち方というのは、行政管理や行政改革のあり方を非常に左右するものとして受け止められております。</p> <p>繰り返しになって恐縮ですが、これらのファイルや台帳のあり方については常に頭を柔らかくして、行政改革の面からもあるべき姿を検討する。特にセクショナリズムと非常に関係がありますので、これらについては弾力的に取り扱う。言い方を逆にしますと、過度の統制というのは杉並区の行政改革にブレーキをかける可能性を持っているわけです。国のようにファイルを作ったら、あるいは台帳を作ったら全部総務大臣に通知せよということが実際問題として、できるのか。基本台帳だけでも何万とあるわけです。</p> <p>個人情報の入っているものはたくさんあります。申請だけだって2万からあるわけです。そういうものを、事務作業の過程で作られた補助ファイルまで含めて総務大臣に出すなんて、実際問題としてできないのです。</p> <p>逆に言うと、個人情報保護法のこの部分については無視されて、空文化される可能性を十分持っているわけです。大事なことは、杉並区が営々として築き上げてきた、どのような個人記録を管理するか、それが他の目的に利用されないか、あるいは無断で外部に提供されるようなことがないか、中には思想信条が入らないか。そういうことが大事で、ファイルの管理形式はむしろ区長に一任して、行政運営の効率を上げるという面なのです。</p> <p>個人情報ファイルの形式というのは、あくまでも個人情報の管理を中心から規制すべきではないだろうか。ですから、事務局の説明にあるように、個人情報ファイル簿に登録しなければならない、というような国に追従した方法はいかなるものかと思うのです。</p> <p>行政改革をしようとする場合には、このやり方ですと、事務の現在のやり方を温存することになってしまう。届けなければならない、簿冊に登録しなければならない。そんなことで事務の改善などやりません。そういう意味から、是非この項目は除いていただいて、より厳重に個人情報の項目を監視するという、過去の非常に進んだ実績を尊重しながらやってもらいたい。</p> <p>名古屋市の条例を参考にしてみると、個人情報ファイルの登録の項目は1つありません。それが載っていないのは、そういうことを考えてのことだろうと考えますので、ファイル項目の登録というのは、区の発展のためにご勘弁をいただきたい。それによって個人情報が侵されてプライバシーの侵害になるということは、まずないと考えているところです。意見ですのでよろしく願いいたします。</p>
区長室副参事	<p>大変貴重なご意見を、ありがとうございました。なにぶん個人情報ファイルというのは現在の条例にないもの、新しい概念の導入ですので、我々としても慎重に検討していきたいと思っております。</p> <p>ただ、個人情報を体系的に構成したいいわゆる集合物、これが一遍に漏洩をしますと、やはりそれなりの社会的な被害と言いますか、影響が大きいわけですから、それを防止するというので、罰則の構成要件として設けたい、設けさせていただきたいと考えております。</p> <p>確かに名古屋もそうで、「個人情報ファイル」と書いてありますが、やはり、その罰則の構成要件というのは、できるだけ明確でなければならないわけですし、また、その解釈が一義的であるべきものだと思いますので、個人情報ファイルというのはどういうものなのかということが、広く一般に明らかにされていないと、その構成要件が非常に曖昧になる。名古屋の条例を批</p>

	<p>判するわけではありませんが、確かに個人情報ファイルという定義はあっても、それが何なのかという具体的なことは、その条例からは見えてこないのです。ただ、名古屋のほうも規則で対象を絞るということです。集合物ですから、2人以上の個人情報は全部集合物だとも言えるわけです。それがいいかどうかわかりませんが、名古屋は規則で一定の数を定めて、それ以上のものをファイルとするとしていますし、現在の国の電子計算処理にかかる個人情報保護の法律、旧法ですが、それについても規則で、1,000件未満はファイルとしない、1,000件以上だけをファイルと規定しています。</p> <p>それで、当区はどうするかということは今後の検討ですが、例えばそういうやり方で、極めて限定した形でファイルというのを提示すれば、すべてのファイルではないから、それほどの業務量にはならないのかと。電算のファイルというのは、確かに一時的、補助的なファイルというのがありますが、わりと、ファイルとしてひとつ独立したものとして管理していますが、その紙ベースのものが、ここに出勤簿、診療記録、学籍簿、指導要録などがありますが、こういうものがどれだけあるのかは正直、私どもの所でまだ正確に把握していませんので、これは調査をして、ファイルというのを確定していきたい、紙ベースのファイルも確定していきたいと考えております。</p> <p>現在の区の個人情報の管理のあり方は、個人情報登録簿というものに登録をして、この場に報告をさせていただくということが1つ、それから、16条の電子計算処理にかかる個人情報の項目については、事前に必ず諮問をするということで、その管理簿みたいなものはありますので、さらにその上に、個人情報ファイルに記載する項目はそれ以上のものは何もありません。それを集合物として利用する場合にファイルというふうにするわけですから、それは屋上屋を重ねるという面もなきにしもあらずなのですが、やはりそれよりも、構成要件をできるだけ明確にしたいということで、そのファイル簿の公示、縦覧ということを考えてわけです。以上でございます。</p>
委員	<p>個人情報の保護は、1人でもダイヤモンドのように重要なことで、何件以上まとまったら、それはよくないとかいいとか、そういう問題ではないと思います。だから名古屋の「一定数以上のものは」なんていうのは、決め方がおかしいのですよ。お一人でも大事なのです。まして「1,000件以上」。では、999件以下はいいのかと言うと、これは、そういう論理は成り立たないと思うのです。罰則を決めやすいように個人情報ファイルという概念を持ってきましたが、ほかの概念を持ってきて、ファイルから攻めていくとどうしてもこうしたくなってしまおうのですが、これは個人情報を保護するという視点から、また行政改革、事務の効率ということから考えたら、そんなに登録してがんじがらめにしたって、これは駄目ですよ。ですから、そこも検討いただきたいなという感じがします。</p>
会長	<p>いまのご意見、なかなか貴重なご意見だと思っております。その辺よろしくご勘案いただければと思います。</p>
委員	<p>大変貴重なご意見を承ったのですが、私自身個人的にも、日常生活の中で個人的な被害を受けたことはありませんし、そういった事例も身近ではありません。ですから直接経験はないのですが、いま言ったような情報ファイルというのは、当然なくてはならないものだろうし、それをいかに管理していくか。これが大きなポイントになってくると思うのです。その歯止めとして、こういった罰則規定を設けるということも、1つの方法ではないかと私は思っております。</p> <p>いままでの、区議会で決められた条例を見ても、罰則規定のない尻抜け条例がほとんどだと思う。ですから、現在のようなモラルの低下した社会の中で、やはりひとつの形として罰則規定を設けるということは、職員の規律厳正にもなってくるだろうし、区民の皆さんにも理解が得られる問題であろうと私は思っております。以上です。</p>
会長	<p>他にありますか。</p>

委員	<p>最初のほうに戻ってしまっして申し訳ないのですが、例えば「改正すべき事項」の4頁の(4)と(5)。この2つについては、法の中に規定がないが、条例の中に入れるというような説明があったと思います。法に基づいて、ここで言う(1)から(3)までのことを条例に入れるという考え方と、この(4)(5)は、法にはないが、杉並区の条例の中には入れようという考えをしたというわけですね。その辺のお考えというか、整理を、法との関係でどういうふうに見たらいいのかなということと、(5)のことで言うと、5万円以下の過料ということですが、この法との関係のところでは先ほど見ましたら、37頁に57条があって、そこでは10万円以下ということですが、条例のほうではそこを半分にして5万円以下としていますよね。その辺との兼ね合いと言うか、どういう見方でこういうものを入れ、あるいは、この部分については半分というようなことにしたのか、その辺について説明をしていただきたいということが1つ。</p> <p>もう1つは、先ほどの議論にもありましたが、懲罰をどう適用するのは、実際には、検察なり警察が行う問題であるというお話がありました。そのことを条例の中に具体的に書込みをしたら、実際にこういうような事件が起きたときに、それがどういう位置づけになるのか。例えば、事件が起きたときに、こういう法律があって、これは、例えば2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処するから、そうすべきだとか、実際に司法の場の中で、行政としてはそうしたいと言うか、訴えてそうしたときになるのではないかと、ちょっと思ったりもするのですが、その辺が私はよくわからないので、その辺、条例の中にあえて入れるということとの関係を、法律との関係を含めて説明していただけたらありがたいなと思っています。</p>
区長室副参事	<p>まず(4)の両罰、これは両罰規定と申しまして、国の法律にはありません。他のいくつかの自治体では条例などでこういう両罰規定を設けています。それにならったわけではありませんが、この両罰規定というのは、違反行為があった場合に、その行為者だけを罰するのではなくて、その行為者、雇用している事業主や法人、要するに、その選任・監督上の責任というのを推定して、その法人に対してまで罰を科するということです。しかしそこには懲役とか禁錮というのは当然ありませんので、個人に対して科せられる罰金刑の額と同じ額が法人に科せられる。特にこの(4)は区を除外していませんので必然的に、まあ、こういう条項を設ける場合に何も除外を置かなければ当然、杉並区も受託事業主も対象になるわけです。杉並区、あるいは受託事業者にしても、そういう職員の管理と言いますか、そういうことを決して起こさないような1つの抑止力としてこれを置いて、より一層厳格な取扱いを確保していきたいという趣旨で設けたものです。</p> <p>(5)の偽り操作。これはご指摘のとおり法の57条。いわゆる「なりすまし」に対する規制ということで設けました。趣旨は法律と同じです。法律は10万円以下の過料で条例は5万円以下の過料。これは条例上の上限です。条例では過料は5万円以下ということになっていますので、その上限を、仮に規定させていただいたという趣旨です。</p> <p>最後のお尋ねはご趣旨がよくわからなかったのですが、こういう事態が発生した場合にどういうことになるのか。庁内で不幸にもこういう事態が発生した場合には、これは区が管理する個人情報に対する侵害行為ということですから、当然区が、この場合には被害者ですから告訴するというようなことになろうかと思えます。受託事業者については、その監督者が警察のほうに相談するなりして告訴するというふうに、まず第一義的には動くのかなとは思いますが。</p>
委員	<p>(4)の関係で言うと、要するに契約関係にある個人Aという人がこれの対象になるような犯罪を犯したことに對して、その人に罰を与えるというのはわかるのですが、特にこの(4)というのは、委託先の会社の従業員が犯した場合には、この(1)～(3)のようなことは、もちろんあるけれども、同時に、区が契約した相手が会社であるということからして、その会社</p>

	にも、同じように、二重に懲罰を科すのだと、そういう考えだという整理でよろしいわけですか。
区長室副参事	はい。
委 員	この条例が適用されるのは、区の告発を要件としているわけではないのでしよう。
区長室副参事	そうです。
委 員	だから、犯罪があれば、警察はこれを適用して、逮捕とかいろいろやっていかなければいけないということですよ。 それから(4)の法人、これは区役所も大変ですよ。そういう者がいたら、区役所自体が処罰の対象になるということですよ。
区長室副参事	仮にこういう規定を置いた場合ということです。
委 員	これに該当するようなことは両罰規定で。諸刃の剣。じゃあ、そのお金は誰が負担するのかということになるわけですね。
委 員	区役所が告訴して区役所が罰せられる。ちょっとよくわからないですね。
委 員	だから普通は、そうなるは大変だから、負担してしまうか、どちらかというようになるのだけだね。
委 員	そうするといちばん最初の話に戻ってきますね。
委 員	契約をした例えばAという企業に対して、その企業の法人なり、委託を受けた会社の社員が犯罪を犯したから、こういうことを要求すると同時に、その企業についても要求するというのはわかるのですが、もうひとつ、区役所側のほうもということところが、説明がありましたがその辺がちょっと。
区長室副参事	区を除外しなければ、仮にこういう規定を設けた場合には、限定をしていませんので、区も当然、その両罰規定の対象になるわけです。したがって区の職員が不幸にも、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されている個人情報ファイルを外部に提供してしまったとか、あるいは業務に関して知り得た個人情報を、名簿業者に売ってしまったとか提供してしまったとかいう場合には、杉並区という法人の職員に対する選任・監督上の過失があったということになるということです。
委 員	はい、わかりました。
委 員	そこまで想定しているということですか。
区長室副参事	これは想定しています。仮にこうする場合にはそうなるということです。
委 員	いわゆる条例でどういうふうに作っていくのかということとは。
区長室副参事	はい、それは条例上の問題ですが。ただ、他の自治体ですすでに自らを対象にした両罰規定を置いている所はあります。
会 長	大体質問等も出尽くしたようです。先ほど委員のほうからは、保留ですか、反対ですか。
委 員	了承できません。
会 長	そうすると、諮問には、趣旨には反対だということですね。
委 員	はい。
会 長	そういうご意見もありますが、他にもいらっしゃいますか。 それでは多数決ということになります。諮問 35、決定ということによろしいですか。それではそういたします。本日の諮問、報告等は終わりました。答申案は、若干時間がかかりますか。
区長室副参事	5分ほど。
会 長	それでは5分間休憩といたしましょう。
(休憩)	
情報システム課長	先ほど一般案件の中で委員のほうから、道路台帳の個人情報保護の取組みについてご質問がありましたが、区で管理する道路台帳については、区道等の幅員とか、あるいは、その路線名などを記録管理しているものですので、個人情報の記録はないということ、いま確認いたしましたのでご報告させていただきます。
委 員	ありがとうございます。会長、35は決定とかそういうことではなく



	て、意見をただ聞いただけではないですか。
会 長	けれども諮問ですからね。諮問に対していつも決定という処置をしていたわけでしょう。
委 員	具体的にはどの範囲ですか。
会 長	区長から区議会に対する提案がなされる前提として、審議会として、そういう方向でよろしいですかというのがきているわけでしょう。だからやはり審議会としてはいいですという。
委 員	当然、審議会としての了承事項ということになるとと思いますので、これは採決の必要があると思います、3、4頁に関しては。
会 長	だから先ほど、1人を除いて、了承ということで。
委 員	いずれ議会へ上程されるわけですから、ここでの考え方をまとめると。
会 長	了解と言うか、決定。やはり決定なのでしょうね、いままでの慣例からすると。
委 員	登録制になって、登録したものを個人情報ファイルと限定しているわけですね。その登録自身がどうも、区全体の行政運営される場合に、障害になるのではないかというのが私の意見で、むしろ漏れるのは、個人情報が漏れるわけですよ。個人情報ファイルは漏れたって別にどうということはない。そこに載っている個人情報が問題。
会 長	そうですね。
(答申文配付)	
会 長	あとでまたご意見を伺いますが、諮問の22号から諮問34号が、審議の結果、適当であるとの決定をしましたので、答申いたします。諮問35に関しては、「改正すべき事項」というのが示されたわけですね。そのうち、「早急に検討すべき事項につき鋭意審議を行い結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします」。そうすると、この「結論を得ました」というのは、どこからどこまでが「結論を得ました」なのか。
区長室長	四角の枠の枠内と考えております。
会 長	判決で言うと、主文が四角の中に入っていて、あとの説明は理由である。
区長室長	そうです。
会 長	そうするといま委員が言われたのは入らないのではないですか。
委 員	それならいいです。大賛成です。
会 長	それでよろしいですか。それではどうもありがとうございました。
委 員	その他の件なのですが。
会 長	それは、「その他」のところで。では答申文をお渡しします。
(答申文を区長室長に手渡し)	
区長室長	ありがとうございました。
会 長	では、「その他」について。
委 員	<p>ちょうどいま、住基ネットに関わって、非通知の申出というのをやっていますね。その際、封書で申出をするときに、本人確認ができるものをコピーして、それを同封して送ってくださいます。その本人確認というのは、一般的に言うと免許証とか保険証だと思うのですが、もしそういうものであるとすれば、これは個人情報の収集ということになるのではないのか。そうすると前回の、審議会で非通知の場合にはそういうものを入れて集めますとか、本人確認をしますとかが確認されていないので、その辺はいかがなのかというか、どういうふうに整理がされているのかなと、ちょっと心配事があるわけです。</p> <p>今日の冒頭にやった会議録の確定のところで言うと、9頁に委員と区民生活部長のやり取りの中で、例えば「免許証のコピーを入れて送ってもらう」というようなことになれば、それは諮問をしなければいけない」というように、前回もありました。だから、もしそういうものであるとすれば、いま、もうすでに始まってしまっているわけですが、その辺はどうなのかなという思いがちょっとありますので。前回ももちろん諮問はされていませんので</p>

	ね。今回出てきて、そういうことで集めながら、個人を確認しながら非通知のものはやりますよということだったら、よかったのかなと思うのですが、ないので、その辺はどういうふうに整理をされているのか、ちょっとお聞きしておきたかったのですが。
区長室副参事	委員のお尋ねは8条の登録のこと、ここに関連したことでと、個人情報の収集についての登録の項目がないのではないかとという意味でしょうか。基本的に本人からの収集ということで、一応、本人同意を得て収集するということでは、こちらに諮問する必要は原則としてありませんが、非通知希望者は、同意を得て区に情報を提供する、区は情報収集するわけですから、本人同意で収集という関係にはなろうかと思えます。
委員	8頁、9頁の前のやり取りの経過からしても、そういうことが要るのではないかと。8月1日付かなにかの広報にもそういうことが載って、カッコで、そういうものをコピーして入れてくださいということがあった。それで所管の所に聞いたら、それはやはりこういうようなところで確認しないといけない問題なので、それは削除するというような話もちょっと。私も直接所管の所に電話をしたりして聞いて、では、次回にでも出てくるのかと思っていたら出てこなかった。私の間違いであればそれはそれでよろしいのですが、どういうふうに整理がされているのかということだけ、ちょっと聞いておきたいと思いました。
区長室副参事	おっしゃる意味はわかりましたので、所管のほうに聞いてみます。おそらく現場で確認をして、窓口で確認次第お返しするというのを、やっているのではないかと。
委員	窓口の人はいいのです。郵送できたような場合は。
区長室副参事	はい、それは確認させていただきます。
会長	よろしいですか。
委員	2つあります。1つは、松下政経塾の実習生という方が、区の危機管理室に机をもらってしばらくいらしゃったと聞いております。そこはパソコンの操作もできる所だと聞いていますが、どういう身分でそこにお入りになったのか。目的といきさつ、なぜそういうふうに入られるようになったのかということをご説明いただきたい。
委員	審議会の内容と全然別個ではないですか。これは直接、個人的に聞いてもらったほうがいいですよ。審議会でする問題ではないです。
委員	個人情報に接触できる場に、どういう身分でその人が入ってこられたかということはここで聞きたいと思うのですが、では続けて2つ目を申し上げます。区の施設の中に監視カメラが設置されていると聞いております。監視カメラは区役所の中にもありますが、その監視カメラが設置されていることについては、審議会に諮問されたことがあるのかどうか。目的とか、その映像を記録しているとすれば、その記録した映像をどのように処理されているのかといったようなことを、審議会にかつて諮問されたことがあるのでしょうか。
会長	それはいいですね。前者はやはり、審議会というよりは直接こういうのは、やはり区議会の問題ですか。
区長室長	まず前段の研修生の問題ですが、ここで答えすべき問題かどうかは、委員ご指摘のとおり、杉並区はいろいろな大学や企業と相互に研修等を行っています。その一環の中でやっているものできちんと正式な手続を取ってやっております。個人情報を扱うようなことには、全然タッチしておりません。ここでそれ以上お答えする必要は全くないと思えます。
区長室副参事	後段の区で設置しているカメラについての諮問のお尋ねですが、過去に2回報告させていただいてご了承をいただいております。1つは区役所7階の情報システム課に設置した出入りを監視するカメラ、もう1つは、住民票や印鑑証明などを自動交付機で発行していますが、その自動交付機に設置をするカメラ。いずれも、個人を識別できる容姿という個人情報の項目を収集し

	ますので、こちらにお諮りをしてご了承をいただいた上で設置をしております。
会 長	その2つはそうですね。それ以外ですか。
委 員	それです。諮問されているかどうか聞きたかったのです。それは、映像の記録はされてはいないわけですか。モニターですか。
区長室副参事	映像は記録しております。たしか、自動交付機については960時間だったと思いますが、記録をするということになっています。
委 員	わかりました。ありがとうございます。
会 長	他にありますか。
情報システム課長	先ほどの委員の、郵送の際にはというご質問、例えば免許証のコピーとかそういったものですが、いま所管課に確認をしましたら、返信用の封筒を入れていただければ、それに入れて送り返す。返信用の封筒を入れていただかなかった分に関しては、区が責任をもってシュレッダーをする、すなわちストックをするということは、郵送の分に関してもないことをいま所管課のほうで電話で確認いたしました。
委 員	その場合、個人情報の収集には当たらないという理解をするわけですか。
区長室副参事	収集には当たります。ただ、管理はしないということです。
委 員	収集する場合に、そういうことはどうなのでしょうということがあったのです。
区長室副参事	本人同意で収集をするということです。
委 員	それは前回に、手続の過程で話が出たと思いますよ。返信用封筒に入れるということはわかりませんが、確認の手続としては出ていたと思います。
委 員	確認のことはわかります。けれども、郵送する場合には、それは収集に当たるといふ。
委 員	そういう意味はあるかもしれませんがね。
委 員	そういうことです。したがって審議会で確認しておく必要があるのではないかと思います。広報にも印刷で出ましたので。カッコして書いてありましたよね。それで、繰り返しになって申し訳ないですが、所管課に聞いたら、そういうようなことであつたのでということだったので、ちょっと確認をしておきたかったのです。集めて管理をするわけではないので、個人情報の収集に当たらないと、こういうことですか。
区長室副参事	厳密にその条文を解釈すると、個人情報の定義にも当たらない。管理するものではないので、個人情報の定義自体から外れてしまうということでもあるのです。
会 長	他にありますか。なければ事務局のほうから。
区長室副参事	諮問の35につきましては長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。残余の項目がまだまだたくさんありますので、次回、少し論点を整理させていただいて、また資料を送らせていただきたいと思いますので、引き続きご審議のほどよろしくお願いいたします。次回は12月25日(木)の午後2時から開催したいと思います。よろしくお願いいたします。
区長室長	当日、案件によっては午後2時より少し遅い時間からやるかどうか、その辺は調整させていただきます。
会 長	閉会のあいさつ